

介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用しているみなさんへ

平成28年10月1日より

介護予防・日常生活支援総合事業

『訪問型サービス』・『通所型サービス』

が始まります

現在、要支援1・2の方が利用されている

「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」

は、町が行う「**介護予防・日常生活支援総合事業**」サービス
に変わります。

それぞれ「**訪問型サービス**」、**「通所型サービス」**になります。

これまでのサービス事業者だけでなく、今後民間企業やボランティア
によるサービス提供が可能となり、状態にあった介護予防サービスが利
用できるようになります。

山北町保険健康課

TEL 0465-75-3642

訪問型サービス

(いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス)

- 【利用できる人】
- ・状態により訪問型サービスの利用が必要な人
 - ・すでに介護予防訪問介護を利用して、今後も利用の継続が必要な人
- ※介護認定で非該当となった場合でも、利用可能な場合があります。

【サービス提供者】 訪問介護サービス事業者

【サービス内容】 食事や入浴、排せつの介助、掃除、洗濯、調理など

【利用料】 1ヶ月あたりの自己負担のめやす

	自己負担割合1割の方	自己負担割合2割の方
週1回程度利用	1,168円	2,336円
週2回程度利用	2,335円	4,670円
週2回を超える程度利用	3,704円	7,408円

※週2回を超える程度の利用は、総合事業対象者、要支援2が対象です。

通所型サービス

(いままでの介護予防通所介護に相当するサービス)

- 【利用できる人】
- ・状態により通所型サービスの利用が必要な人
 - ・すでに介護予防通所介護を利用して、今後も利用の継続が必要な人
 - ・集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる人など
- ※介護認定で非該当となった場合でも、利用可能な場合があります。

【サービス提供者】 通所介護サービス事業者

【サービス内容】 食事や入浴、排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

【利用料】 1ヶ月あたりの自己負担のめやす

	自己負担割合1割の方	自己負担割合2割の方
週1回程度利用	1,647円	3,294円
週2回程度利用	3,377円	6,754円

※食費、日常生活費は別途負担になります。

※利用するメニューにより別に費用が加算されます。

・運動機能向上	225円/月
・栄養改善	150円/月
・口腔機能向上	150円/月 など